

きよかわブランド認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、清川村内で生産、製造、加工されたもの及び清川村産の原材料を素材として製造、加工されたものを「きよかわブランド」として認定し、清川村内外に広く宣伝することによって、その普及と需要の拡大を図り、もって地域の産業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 農林水産業、加工業、製造業等を営む個人、法人または団体。
- (2) 認定 きよかわブランド認定審査委員会（以下「認定審査委員会」という。）が「きよかわブランド」として認定すること。
- (3) きよかわブランド 第1号に規定する事業者が販売を目的として生産、製造または加工され、前号により認定された商品（以下「認定品」という。）。
- (4) 認定事業者 前号により認定品を生産、製造または加工する事業者。

(認定の区分)

第3条 きよかわブランドとして認定する区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一次産品…農産品、林産品、畜産品、水産品その他の商品で村内で生産されたもの
- (2) 加工品…野菜及び果物加工品、畜産加工品、米穀類加工品、水産加工品、調味料、麺類、菓子類、飲料その他の商品で食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守しているもの
- (3) 工芸品…木工品、陶磁器、漆器、織物、染織品、石工品、竹工品その他

(認定申請者の資格)

第4条 認定の申請を行うことができる者は、事業者で次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) きよかわブランドの推進に意欲的であり、第11条に規定する認定事業者の責務を理解していること。
- (2) 清川村暴力団排除条例（平成23年清川村条例第16号）第2条第2号から第5号に規定する者でないこと。
- (3) 商品が宗教活動または政治活動を連想させるものではないこと。

(認定の申請)

第5条 きよかわブランドの認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内にきよかわブランド認定申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 申請者は、申請に当たって事実と異なった内容等の不誠実な行為を行ってはならない。

(認定審査委員会)

第6条 村長は、前条第1項の申請があった場合は、きよかわブランド認定審査委員会（以下「認定審査委員会」という。）に諮問するものとする。

2 認定審査委員会は、村長の諮問に応じて、別に規定する審査基準に基づき、認定の審査を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、認定審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(認定の決定)

第7条 村長は、認定審査委員会からの審査結果に基づき、認定の適否を決定する。

2 村長は、認定すると決定したときは、当該申請者に対し、きよかわブランド認定証（第2号様式）を交付するものとする。

3 認定を受けた申請者（以下「認定事業者」という。）は、きよかわブランド認定マーク（第3号様式）を商品の容器または包装紙等に使用することができる。

4 村長は、認定しないときは、その理由を付して当該申請者に対し、きよかわブランド認定審査結果通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(認定の有効期間及び更新)

第8条 きよかわブランドの認定の有効期間は、認定の日から5年間とする。

2 認定の更新を受けようとする認定事業者は、有効期間の満了する2月前までに、交付済みの認定証を添付して、きよかわブランド認定更新申請書（第5号様式）により申請するものとする。

3 村長は、前項の規定による更新申請が適当であると認められる場合の認定証の有効期間は、第1項に規定する認定証の有効期間の満了する日の翌日から5年間とする。

(認定証の記載事項の変更届出)

第9条 認定事業者は、交付された認定証の名称等に変更があったときは、当該認定証を添付して、速やかにきよかわブランド認定証記載事項変更届出書（第6号様式）により届け出るものとする。

2 村長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出者に対して、記載事項変更後の認定証を交付するものとする。

(点検及び指示)

第10条 村長は必要に応じ、認定品が適正な管理のもとに製造、販売等されているか、点検等を行うことができる。

2 認定事業者は、前項の規定に基づいて行う点検に協力し、改善等の指示があるときは、その指示に従うものとする。

(認定事業者の責務)

第11条 ブランド認定は、認定事業者の意思を前提に行っているものであるため、認定事業者は自主管理を徹底し、認定品に問題が生じた場合の責任は、認定事業者自身に帰属するものであり、認定品の販売、消費や使用において事故等が発生したと

きは、一切の責任を負うものとする。

- 2 認定事業者は、前項に定める事故等を確認したときは、速やかに措置するとともに、村長へ報告し、必要な指示を仰ぐこと。
- 3 認定品の苦情を村長が受けた場合には、認定事業者はその内容を速やかに連絡するとともに、認定事業者はこれについて誠意をもって対応し、その結果を村長へ報告するものとする。
- 4 村長は、事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めたときは、認定事業者の氏名を含め、その内容を村のホームページや報道機関等への情報提供により周知することができる。
- 5 前項による情報提供等により、認定事業者やその取引先等に損害その他の不測の事態が生じた場合でも、清川村は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- 6 認定事業者は、村長より認定品の品質管理状況及び販売状況等の報告書の提出依頼があったときは、提出しなければならない。
- 7 認定事業者は、きよかわブランドの普及啓発を行うため、清川村主催及び共催イベントなどに協力するとともに、清川村のイメージや知名度のさらなる向上に努めなければならない。

(認定の取消し)

第12条 村長は、認定事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、当該認定品に対する認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 認定事業者が、当該認定品を生産又は製造できなくなったとき。
- (4) 認定事業者が認定の取消しを申し出たとき。
- (5) その他本制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月16日から施行する。